

令和5(2023)年度第1回みよし市学校給食センター運営委員会 次第

日 時 令和5(2023)年7月26日(水)
午後2時から午後3時まで
場 所 みよし市立学校給食センター
2階研修室

1 あいさつ

2 議事

(1) 令和4(2022)年度学校給食業務報告について(資料1)

(2) 令和5(2023)年度学校給食業務計画について(資料2)

(3) 給食費について(資料3)

(4) みよし市給食協会法人化の検討について(資料4)

令和5（2023）年度みよし市学校給食センター運営委員会 名簿

任期 令和4（2022）年4月1日～令和6（2024）年3月31日

	氏 名	選出区分	備 考
1	下 田 久美子	小中学校校長代表	中部小学校長
2	橋 口 恵	小中学校教頭代表	三好丘小学校教頭
3	中 井 孝	小中学校教務主任代表	北中学校教務主任
4	天 野 智加子	小中学校養護教諭代表	中部小主任養護教諭
5	恵 木 はるみ	給食主任	北部小学校給食主任
6	下堂前 玲 美	給食主任	南部小学校給食主任
7	八 木 香 織	給食主任	天王小学校給食主任
8	西 堀 加奈子	給食主任	三吉小学校給食主任
9	村 上 茉 優	給食主任	緑丘小学校給食主任
10	西 野 吉 栄	給食主任	黒笹小学校給食主任
11	寺 西 花菜子	給食主任	三好中学校給食主任
12	岩 本 恵	給食主任	南中学校給食主任
13	山 田 侑 佳	給食主任	三好丘中学校給食主任
14	松 本 大 樹	小学校P T A代表	小中学校PTA連絡協議会代表
15	岩 城 義 浩	中学校P T A代表	小中学校PTA連絡協議会代表
16	大 澤 正 彦	学校の校医	くまさんこどもクリニック医院長
17	清 水 千 晴	衣浦東部保健所代表	衣浦東部保健所食品安全課長
18	竹 谷 里 絵	保育園父母の会代表	保育園父母の会副会長

令和4(2022)年度学校給食業務報告について

1 給食提供実績について

(1) 総括

区分	実施期間	実施日数	給食数
小学校	令和4(2022)年4月8日(金) ～令和5(2023)年3月23日(木)	195日	734,197食
中学校	令和4(2022)年4月8日(金) ～令和5(2023)年3月23日(木)	195日	379,834食
保育園	令和4(2022)年4月7日(木) ～令和5(2023)年3月23日(木)	218日	191,498食
合計	—	—	1,305,529食

(2) 中止

事由	区分	食数	備考
学級閉鎖	小学校	2,284食	48日(7月11日～3月3日)
	中学校	220食	
	保育園	0食	
	計	2,504食	

令和4(2022)年度小中学校別調理数

上段：給食回数
下段：給食数(含保存食)

学校名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
中部小学校	14	16	22	13	0	20	20	19	17	16	19	15	191
	7,614	8,782	11,881	6,991	0	10,961	10,735	10,297	8,985	8,529	10,123	7,806	102,704
北部小学校	15	18	22	13	0	20	20	18	16	16	19	15	192
	11,360	13,976	17,112	9,860	0	15,078	15,305	13,974	12,411	12,443	14,802	11,237	147,558
南部小学校	15	16	22	13	0	20	20	19	17	16	19	15	192
	5,070	5,555	7,536	4,174	0	6,938	6,614	6,555	5,860	5,532	6,443	5,028	65,305
天王小学校	15	16	22	13	0	20	19	18	17	16	13	0	169
	9,800	10,858	14,764	8,830	0	13,488	12,529	11,913	11,240	10,895	8,768	0	113,085
三吉小学校	15	16	22	8	0	16	20	18	17	16	19	15	182
	5,683	6,066	8,162	3,066	0	6,037	7,492	6,843	6,361	6,059	6,965	5,544	68,278
三好丘小学校	15	16	22	13	0	20	20	18	17	16	19	15	191
	7,092	7,832	10,701	6,130	0	9,771	9,569	8,574	8,026	7,677	9,219	7,110	91,701
緑丘小学校	15	16	22	13	0	20	20	19	17	16	19	15	192
	4,765	5,201	6,954	4,215	0	6,296	6,451	6,148	5,437	5,125	6,062	4,574	61,228
黒笹小学校	15	16	22	13	0	20	20	19	17	16	19	15	192
	6,085	6,527	8,896	4,943	0	8,124	8,039	7,670	6,916	6,453	7,700	6,005	77,358
給食センター	15	18	22	13	0	20	20	20	17	16	19	16	196
	845	995	1,225	699	0	1,134	1,129	1,119	948	912	1,068	906	10,980
給食回数合計	134	148	198	112	0	176	179	168	152	144	165	121	1,697
食数合計	58,314	65,792	87,231	48,908	0	77,827	77,863	73,093	66,184	63,625	71,150	48,210	738,197
三好中学校	15	18	22	13	0	20	19	20	17	16	19	15	194
	8,843	10,610	12,356	7,021	0	11,169	11,015	11,701	9,920	8,745	10,517	6,666	108,563
北中学校	15	18	22	13	0	20	19	20	17	16	19	15	194
	8,632	10,389	11,571	7,466	0	11,437	10,807	10,747	9,648	8,531	10,151	6,532	105,911
南中学校	15	15	22	13	0	20	19	20	17	16	19	15	191
	5,997	5,995	8,046	5,168	0	7,972	7,179	7,901	6,717	5,947	7,131	4,640	72,693
三好丘中学校	15	16	22	13	0	20	19	20	17	16	19	15	192
	7,631	8,208	10,044	6,469	0	10,073	9,678	10,138	8,085	7,575	9,068	5,698	92,667
給食回数合計	60	67	88	52	0	80	76	80	68	64	76	60	771
食数合計	31,103	35,202	42,017	26,124	0	40,651	38,679	40,487	34,370	30,798	36,867	23,536	379,834
給食回数合計	194	215	286	164	0	256	255	248	220	208	241	181	2,468
食数合計	89,417	100,994	129,248	75,032	0	118,478	116,542	113,580	100,554	94,423	108,017	71,746	1,118,031

※天王小学校は改修工事のため、2/20～3/23調理なし(弁当)

令和4(2022)年度保育園別調理数

上段：給食回数
下段：給食数(含保存食)

保育園	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
城山保育園	16	19	22	19	13	20	20	20	17	16	19	16	217
	1,602	1,938	2,244	1,957	1,378	2,140	2,104	2,160	1,853	1,744	2,052	1,728	22,900
みどり保育園	16	19	22	19	13	20	20	20	17	16	19	16	217
	2,831	3,363	3,916	3,490	2,392	3,840	3,692	3,840	3,264	3,040	3,629	3,088	40,385
わかば保育園	16	19	22	19	13	20	20	20	17	16	19	16	217
	2,605	3,167	3,674	3,209	2,171	3,360	3,340	3,260	2,856	2,656	3,192	2,618	36,108
すみれ保育園	16	19	22	19	13	20	20	20	17	16	19	16	217
	1,790	1,995	2,294	2,057	1,430	2,240	2,174	2,200	1,887	1,792	2,109	1,776	23,744
明知保育園	16	19	22	19	13	20	20	20	17	16	19	16	217
	2,560	3,078	3,542	3,040	2,054	3,200	3,023	3,088	2,623	2,496	2,961	2,464	34,129
打越保育園	16	19	22	19	13	20	20	20	17	16	19	16	217
	2,331	2,945	3,432	2,983	2,028	3,120	3,140	3,134	2,771	2,608	3,116	2,624	34,232
給食回数合計	96	114	132	114	78	120	120	120	102	96	114	96	1,302
食数合計	13,719	16,486	19,102	16,736	11,453	17,900	17,473	17,682	15,254	14,336	17,059	14,298	191,498

2 学校給食センター事業実績について

(1) 学校給食運営事業

総事業費 2,728 千円

区分	主な事業内容	事業費
印刷製本費	給食献立表	359,040 円
手数料	食器等検査、施設衛生管理検査、飲料水水質検査	507,870 円
委託料	給食管理システム保守点検業務委託	323,400 円
	細菌検査業務委託	721,545 円

(2) 給食センター維持管理事業

総事業費 143,615 千円

区分	主な事業内容	事業費
消耗品費	強化磁器食器(更新分)	4,523,750 円
光熱水費	電気料、ガス料、水道料	49,874,603 円
修繕費	施設等修繕	6,415,475 円
	施設以外修繕(オーバーホール修繕を除く)	5,387,745 円
	食器浸漬装置・食器洗浄機(2号機)オーバーホール修繕	44,000,000 円
手数料	給食費等口座振替手数料、ネットバンキング利用手数料、 煤煙濃度測定手数料	937,159 円
委託料	空調設備保守点検業務委託(フロン法定点検実施)	1,650,000 円
	エレベーター保守点検業務委託	699,600 円
	緑地管理業務委託	4,166,800 円
	床・ガラス・受水槽清掃業務委託	979,000 円
	日常清掃業務委託	814,000 円
	給食センター防音工事設計業務委託	3,135,000 円
工事請負費	学校給食センター防音対策工事	11,660,000 円
	給食センター仮設防音工事	2,200,000 円

(3) 給食配送事業

総事業費 33,634 千円

区分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食配送業務委託(長期継続契約) 契約期間:令和元(2019)年9月1日～令和6(2024)年8月31日	33,633,600 円

(4) 給食調理等委託事業

総事業費 300,008 千円

区分	主な事業内容	事業費(円)
委託料	給食調理等業務委託	300,007,733 円

(5) 給食協会運営補助事業

総事業費 236,804 千円

区分	主な事業内容	事業費(円)
補助金	給食協会補助金	236,803,988 円

令和5(2023)年度学校給食業務計画について

1 給食提供について(給食数は概算)

区分		給食数/日	実施日数	給食数/年
小学校	8校	3,930 食	195 日	766,350 食
中学校	4校	1,990 食	195 日	388,050 食
保育園	6園	830 食	198 日	164,340 食
合計	—	6,750 食	—	1,318,740 食

2 学校給食センター事業について

繰越事業	契約額	概要
学校給食センター防音対策工事	29,150 千円	調理場の排風機から発せられる騒音を軽減させる工事。予算を令和4年度より繰り越し、学校夏休み中に工事施工。

新規事業	予算額	概要
学校給食センター建具改修工事	6,300 千円	防音対策工事において取り外す既設ガラリを、カバー工法により改修を行う。
カートイン蒸し機オーバーホール修繕	8,776 千円	老朽化によるオーバーホール修繕
プレハブ型冷凍冷蔵庫更新	23,183 千円	老朽化による更新
中央監視装置 NAE・UPS 交換修繕	2,321 千円	耐用年数経過による定期修繕
オイスカ給食	—	公益財団法人オイスカ中部日本研修センターの外国人実習生が収穫した作物を使用した献立を作成し、5月25日に実施
給食用非常食(救給カレー)	—	給食センター施設が使用できない場合に備え、令和4年度購入(市費)。9月1日に防災の日の給食として提供する。喫食数を給食として購入する。

給食費について

1 給食に係る費用負担(学校給食法第 11 条及び学校給食法施行令第 2 条)

給食の食料材料費は保護者負担

学校給食の実施に必要な人件費、施設及び設備の修繕費は市の負担

2 給食費の推移

給食費＝保護者負担		平成 26 年 4 月 消費税 5→8%	令和元年 10 月 消費税 8→10%	令和 4 年 7 月 物価上昇対策	令和 5 年 7 月 物価上昇対策
小学校	食材料費	247 円	252 円	260 円	290 円
	給食費	240 円	240 円	240 円	240 円
	市補助	7 円	12 円	20 円	50 円
中学校	食材料費	278 円	283 円	290 円	330 円
	給食費	270 円	270 円	270 円	270 円
	市補助	8 円	13 円	20 円	60 円

※ 平成 24 年 4 月給食費改定。食材料費＝給食費(市補助 0 円)

※ 令和 5 年度の市補助の一部には新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用。

※ 令和 5 年 4 月分より、教職員等は食材料費の全額負担(市補助 0 円)。

3 物価上昇による影響(前年度と比較(税抜き))

給食の献立は、主食(白飯・パン)、牛乳、副食で構成されています。

小学校高学年	令和 4 年度	令和 5 年度	増減 (R5-R4)	備考
白飯	51.64 円	53.98 円	2.34 円	県下統一価格
パン	47.68 円	51.47 円	3.79 円	県下統一価格
牛乳	52.16 円	57.20 円	5.04 円	県下統一価格
白飯 + 牛乳	103.8 円	111.45 円	7.65 円	7.64 円分副食を圧迫
パン + 牛乳	99.84 円	108.67 円	8.83 円	8.83 円分副食を圧迫
副食費平均比	—	1.07 倍	20.55 円	令和 4 年 4 月実績と 同じ献立を令和 5 年度 単価で試算した場合

- ・市の補助がない場合、学校給食摂取基準を満たすことが難しくなる。
- ・使用する食材が安いものに限られ、決まった食材ばかりを使用することとなる。
- ・節目や行事のお祝い、給食を楽しく食べるために必要なデザートなどが出せなくなる。
- ・地場産物(産地を選ばない場合より高値になる場合がある)や加工食品の使用頻度が限られる。

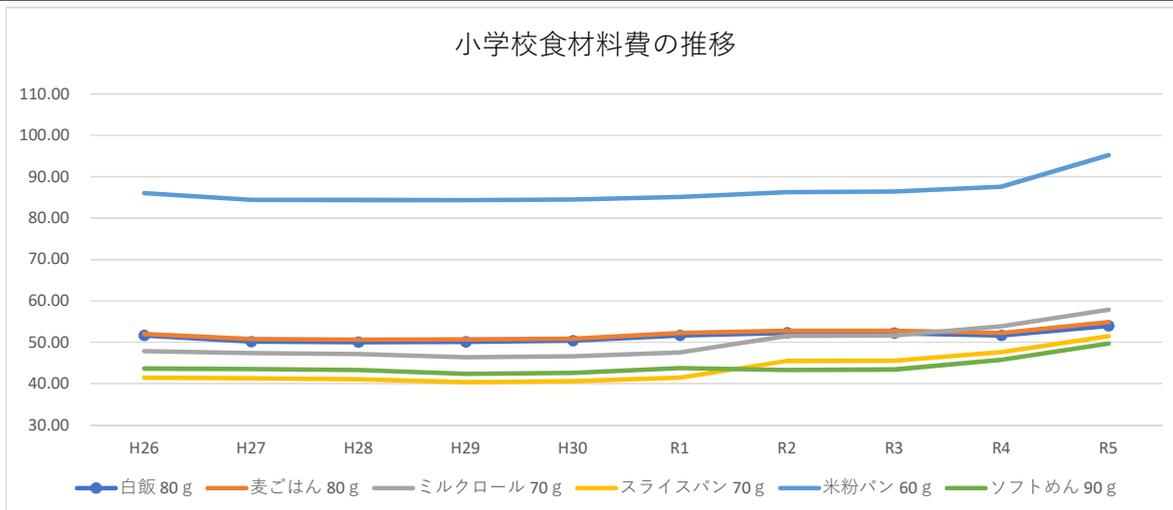
4 今後の検討事項

- (1)当面は市の補助で対応する予定だが、平成 24(2012)年からの物価上昇を考慮し、給食費の値上げ幅をどうするか。
- (2)昨今の急激な物価高騰による家庭への経済負担を考慮し、給食費改定の時期はいつからとするか。

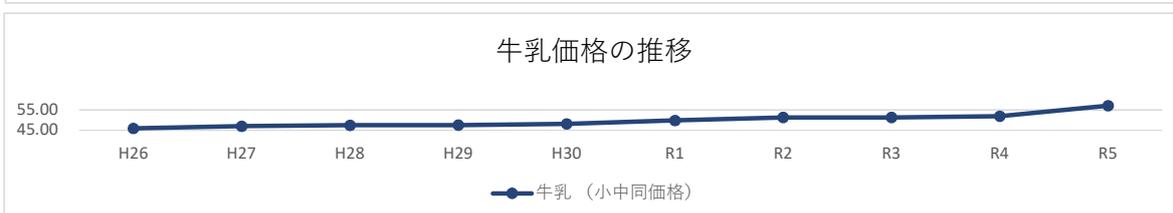
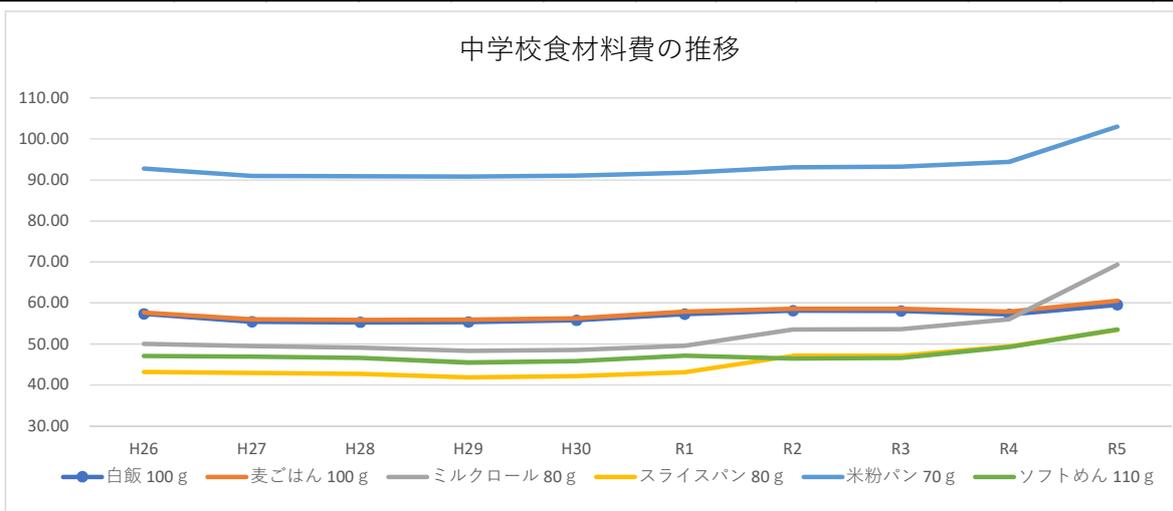
◆食材料費における物資価格推移について

【主食・牛乳の価格推移】1食当たり(円)税抜

主食(小学校)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
白飯	80g	51.12	53.94	51.64	50.16	50.04	50.10	50.36	51.67	52.28	52.24	51.64	53.98
麦ごはん	80g	51.61	54.15	52.05	50.75	50.65	50.70	50.89	52.29	52.82	52.79	52.27	54.92
ミルクロール	70g	46.48	46.87	47.88	47.39	47.11	46.42	46.64	47.51	51.60	51.62	53.86	57.90
スライスパン	70g	40.91	41.19	41.47	41.27	41.07	40.37	40.59	41.45	45.54	45.56	47.68	51.47
米粉パン	60g	-	-	86.02	84.48	84.39	84.35	84.50	85.17	86.29	86.45	87.59	95.23
ソフトめん	90g	43.44	43.69	43.64	43.57	43.30	42.39	42.64	43.75	43.29	43.42	45.75	49.72
牛乳	(小中同価格)	44.24	44.40	45.93	46.98	47.42	47.59	48.14	49.80	51.32	51.43	52.01	57.20

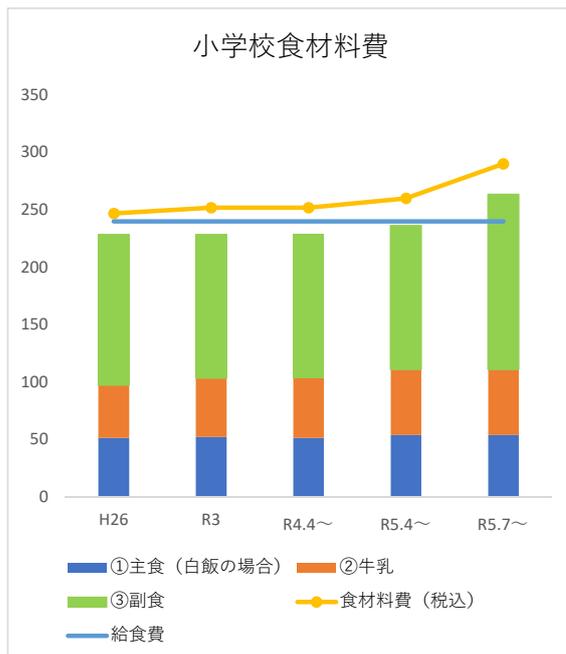


主食(中学校)		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
白飯	100g	56.65	60.17	57.34	55.42	55.28	55.35	55.76	57.30	58.10	58.04	57.22	59.57
麦ごはん	100g	57.09	60.26	57.69	55.99	55.86	55.93	56.26	57.91	58.61	58.56	57.85	60.58
ミルクロール	80g	48.44	48.87	50.03	49.46	49.14	48.34	48.60	49.56	53.57	53.58	56.05	69.35
スライスパン	80g	42.52	42.83	43.14	42.91	42.69	41.88	42.15	43.09	47.10	47.11	49.43	53.46
米粉パン	70g	-	-	92.78	90.97	90.89	90.83	91.03	91.77	93.06	93.23	94.42	102.99
ソフトめん	110g	46.83	47.13	47.05	46.96	46.63	45.49	45.85	47.10	46.49	46.60	49.27	53.52
牛乳	(小中同価格)	44.24	44.40	45.93	46.98	47.42	47.59	48.14	49.80	51.32	51.43	52.01	57.20

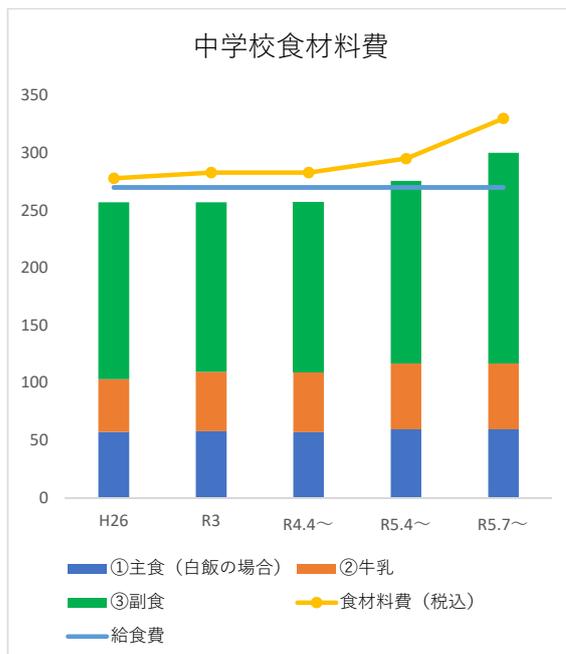


【食材料費割合の推移】1食当たり(円)

小学校	H26	R3	R4.4~	R5.4~	R5.7~
①主食(白飯の場合)	51.64	52.24	51.64	53.98	
②牛乳	45.93	51.43	52.01	57.20	
③副食	131.00	124.90	124.92	125.18	152.45
食材料費(税込)	247	252	252	260	290
給食費	240	240	240	240	240
みよし市補助額	7	12	12	20	50



中学校	H26	R3	R4.4~	R5.4~	R5.7~
①主食(白飯の場合)	57.34	58.04	57.22	59.57	
②牛乳	45.93	51.43	52.01	57.20	
③副食	153.87	147.67	147.91	158.95	183.23
食材料費(税込)	278	283	283	295	330
給食費	270	270	270	270	270
みよし市補助額	8	13	13	25	60



みよし市給食協会法人化の検討について

(1) 概要

みよし市給食協会は、昭和53年にみよし市から市内の児童生徒及び園児の給食に関する業務を受託し、適正で円滑な給食業務を実施し、その発展に寄与することを目的に設立された団体です。市から給食に係わる食材調達、調理、配缶、食器等の洗浄、消毒、保管までの業務を受託していますが、その性格は法人格を有していない任意団体です。団体としては「権利能力なき社団」として法人に準ずる扱いを受けることができ、通常の業務に特段支障をきたしていませんが、今後の社会的信用力及び組織の運営基盤強化を目的に、みよし市給食協会に法人格を取得するよう促します。

(2) スケジュール

令和5(2023)年5月の給食協会理事会で法人化について説明がされました。今後は、定款作成などの事務手続きが行われる予定。

令和6(2024)年3月	給食協会理事会にて承認議決予定
令和6(2024)年度	法人化設立準備委員会の開催(3回程度)
令和7(2025)年4月	一般財団法人登記申請

(3) 費用

法人化するにあたり、以下の費用をみよし市予算として計上する

- ①初期費用(資本金300万円・定款認証手数料5.2万円・登録免許税6万円等)
- ②税金(法人県民税均等割額2.1万円・法人市民税均等割額12万円)

※収益事業の所得は生じないことから、所得に応じた課税は0円となる見込。

○みよし市立学校給食センター設置条例

(設置)

第1条 市は、学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2の規定に基づき学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 みよし市立学校給食センター

(2) 位置 みよし市三好町笠松46番地1

(運営委員会)

第3条 給食センターの運営を適正かつ円滑にするため、給食センターにみよし市学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、給食センターの運営に関する重要な事項について調査審議し、教育委員会に助言する。

(委任)

第4条 この条例の定めるもののほか必要な事項は、みよし市教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年5月10日から施行する。

附 則（昭和53年3月24日条例第15号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成3年3月19日条例第13号）

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第14号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月25日条例第16号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年11月5日条例第35号）

この条例は、平成22年1月4日から施行する。

○みよし市立学校給食センター管理規則

(目的)

第1条 この規則は、みよし市立学校給食センター設置条例(昭和48年三好町条例第1号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づいて、みよし市立学校給食センター(以下「給食センター」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(業務)

第2条 給食センターの業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 施設及び労務の管理に関すること。
- (2) 庶務、経理その他事務全般に関すること。
- (3) 給食の献立作成並びに衛生管理に関すること。
- (4) 給食物資の購入に関すること。
- (5) 調理に関すること。
- (6) 調理品の輸送及び配分に関すること。
- (7) その他学校給食全般に関すること。

2 前項の業務を必要に応じてみよしの認めたものに委託することができる。

(職員)

第3条 給食センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長
- (2) 事務職員
- (3) 栄養士
- (4) 機罐士
- (5) 調理員

第4条 職員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 所長は、給食センターに属する業務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。
- (3) 栄養士は、上司の命を受け、栄養並びに献立に関する事務に従事する。
- (4) 機罐士は、上司の命を受け機関の管理及び操作にあたる。
- (5) 調理員は、上司の命を受け調理の労務に従事する。

第5条 職員の服務については、みよし市職員の例に準じて教育委員会が定める。

(運営委員会の審議事項)

第6条 条例第3条第2項に規定する重要な事項とは、次に掲げる事項とする。

- (1) 学校給食に関すること。

- (2) 給食費に関すること。
- (3) 給食センターの施設及びその管理に関すること。
- (4) その他学校給食に関すること。

(運営委員会の組織)

第7条 運営委員会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱する。
 - (1) 市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の校長の代表
 - (2) 学校の教頭の代表
 - (3) 学校の教務主任の代表
 - (4) 学校の養護教諭の代表
 - (5) 学校の給食主任
 - (6) 小学校のPTAの代表
 - (7) 中学校のPTAの代表
 - (8) 学校の校医
 - (9) 本市の保健衛生を所管する保健所の代表
 - (10) 市立保育園の父母の会の代表

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(運営委員会の委員長等)

第8条 運営委員会に、委員長、副委員長各1名を置く。

- 2 委員長、副委員長の選任は、委員の互選による。
- 3 委員長は、運営委員会を代表し、会議を招集し、またこれを主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるときはその職務を代行する。

(運営委員会の会議)

第9条 運営委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 運営委員会の会議の定足数は、委員の過半数とする。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは委員長が決する。

(給食費の負担及び徴収)

第10条 保護者の負担する給食費（以下「給食費」という。）の額は次のとおりとする。

- (1) 児童等 日額240円以内
- (2) 生徒等 日額270円以内

2 給食費は、納入通知書（別記様式）により、毎月15日までに前月分を徴収するものと

する。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年7月1日から施行する。
- 2 三好町立学校給食センター運営規則（昭和48年教委規則第1号）、三好町立学校給食センター運営委員会の運営に関する規則（昭和48年教委規則第2号）は、これを廃止する。

附 則（昭和53年6月1日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和53年4月1日から適用する。

附 則（昭和56年3月19日教委規則第3号）

この規則は、昭和56年4月1日より施行する。

附 則（平成3年3月22日教委規則第4号）

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月16日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月19日教委規則第9号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年2月4日教委規則第3号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年10月1日教委規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の三好町立学校給食センター管理規則により委嘱された委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

附 則（平成21年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日教委規則第4号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。